

|       |              |
|-------|--------------|
| 仕様書番号 | R6-41        |
| 作成年月日 | 令和6年6月18日    |
| 作成部隊名 | 相馬原駐屯地業務隊管理科 |

5号建物排煙窓補修工事

|      |             |      |     |
|------|-------------|------|-----|
| 工事名称 | 5号建物排煙窓補修工事 |      |     |
| 図面名称 | 表紙          |      |     |
| 縮尺   | —           | 図面番号 | 1/4 |

## 仕 様 書

- 1 工事名称  
5号建物排煙窓補修工事
- 2 工事場所  
群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 5号建物5階
- 3 工事概要  
排煙窓ワイヤーロープ交換 1箇所
- 4 総 則  
本仕様書は、陸上自衛隊相馬原駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。
- 5 共通仕様
  - (1) 適用基準  
本工事は、本仕様書によるほか、以下の基準、その他関係諸法令及び地方条例等に基づき施工する。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修  
ア 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)  
イ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)  
ウ 公共建築設備工事標準図 (建築工事編) (最新版)
  - (2) 本工事に使用する材料等は、全て新品とし、本仕様書に記載された製品または同等品以上とする。
- 6 軽微な変更  
現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減または工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施する。
- 7 施工の検査  
工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。
- 8 工事立会
  - (1) 工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
  - (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。
- 9 水道、電気料の使用  
工事に必要とする電気、水は、受注者側が負担する。
- 10 後片付け  
工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び、清掃を実施する。

|      |             |      |       |
|------|-------------|------|-------|
| 工事名称 | 5号建物排煙窓補修工事 |      |       |
| 図面名称 | 共通仕様書 1     |      |       |
| 縮 尺  | —           | 図面番号 | 2 / 4 |

#### 11 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストの写しを監督官に提出する。

#### 12 完了検査

受注者は、本仕様書の工事を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

#### 13 工事現場の管理

- (1) 工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

#### 14 安全管理

- (1) 工事人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

#### 15 提出書類

受注者は、契約後、速やかに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出する。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 着工届
- (3) 予定工程表
- (4) 日誌
- (5) 打合せ簿
- (6) 工事材料搬入報告書
- (7) 完成通知書
- (8) 発生材調書
- (9) その他官側が指示したもの

#### 16 工事写真

搬入の都度、本工事に係る全数量・規格が分かるように撮影すること。

#### 17 疑義

仕様書に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

受注者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービズ版）1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格が分かるように撮影すること。

|      |             |      |       |
|------|-------------|------|-------|
| 工事名称 | 5号建物排煙窓補修工事 |      |       |
| 図面名称 | 共通仕様書2      |      |       |
| 縮尺   | —           | 図面番号 | 3 / 4 |

18 特記事項

(1) 建具工事

ア 工事対象建具

(ア) 排煙窓 外倒し2連排煙窓 W=4670 H=1000 FL=6800

(イ) ワンタッチオペレーター オイレスSL80

イ 交換部品

ステンレスワイヤー 1本(交換時グリースアップ)

ウ 内部足場

1スパン3段(H1800)階段付

エ 試運転・調整

設置完了後、監督官立会いのもと試運転を実施し、正常に稼動するか確認すること。その際、本施工箇所以外で不良個所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに修理見積書を作成し提出すること。

(2) その他

ア 作業日

令和6年8月10日(土)～16日(金)の間で実施する。細部については監督官と協議すること。

イ 完了検査

工事完了後、検査官の検査を受け、提出書類の合格をもって工事完了とする。

ウ 現地確認

受注者は、工事着手前に必ず現地確認、採寸を行うこと。

エ 承認図

採寸後、監督官へ建具承認図面を提出し、承認を受けた後、着工すること。

オ 施工保証

本工事における施工保証は、完了検査合格後1年間とする。

|      |             |      |     |
|------|-------------|------|-----|
| 工事名称 | 5号建物排煙窓補修工事 |      |     |
| 図面名称 | 特記仕様書       |      |     |
| 縮尺   | —           | 図面番号 | 4/4 |